

慕氏兵論

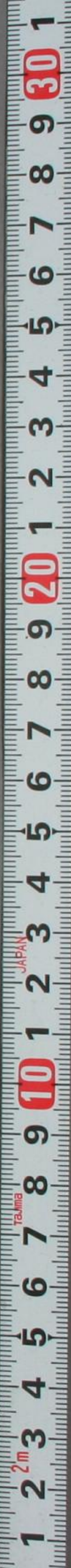
三編

四三

113

933

6



413
933
6

幕氏兵論第三編小軍法卷三



大正五年二月
花房氏寄贈

實檢發行兵及び發行せる守禦哨兵

第三百二十一章 既に論載せる警衛の從事の外
茲に非常の警衛の規矩の由て來らざる處の
らざるの摸やう屢生て此規矩若し其よく施行
せらるくと死する軍旅の警衛とあること最多
しとほこまは屬するものを第一に實檢の發行
兵および發行せる守禦の哨兵是也
第三百二十二章 實檢の發行兵を定むる地形

幕氏兵論
三編卷之三

の部分を實檢し或敵を實檢し且軍兵の准して
僅かる員数を以て斯ることを為さんう為し命
せらるあるか此從事の所作しハ輕騎兵を最
多く適當せしとを輕騎士或不規則なる騎士を
具ふる其軍旅の最よく看守せらるゝ此故か
しハ時として歩兵と騎兵とをこゝし用ひ或
る時期しハ又三兵をもこゝし用ふる
此發行兵の同勢ハ實檢を履た地形の擴充ハ關
係し或るとたハ唯若干の騎士而已をこゝし要
用かすし又或るとたハハこゝし一エスカト

ロンを要用かすしと後ち河川の守禦し就て著
ハを履たこゝし時し莫大なる軍勢を要すたか
まとも毎し務て纒しこゝしを取るかす
此發行兵軍旅より遠離し得るの距離ハ蔓延を
ること一日行し至し得るも又尚遠くも
蔓延し得るかす

第三百二十三 此企計しハ隱密の姿勢肝要の
希望しして其よく成就せんこととこゝし關係を
るうゆへし此發行兵ハ隱密なる行進の法則し
從て其定地の方し行進するを要す此法則し約

して次條に在るを

隱密なる行進も大なる軍隊稀きよことを遂げ
得此行進ハ唯小なる發行兵よ由て多分夜中よ
成り甚暗死天氣よ成り稠密の森林を過て成り
或隔りある道路を縁て成るかよあつてことを
を為すよハ其道路をよく知らんことを要し或
信實且巧みなる郷道を具しあらんことを要す
郷道も已を得ることかくらことを交換せし
去りかあらことをよ反應せらる得死の恐き
ある其間ハことを發行兵の傍に留るかよ一兩

日よ軍兵よ兵糧を携へしめ且若し途中よて
ことを用意するを要せると死よハ隔りある宿
舎よ夜中ことを取寄せしむ居民の土地を避
け且住民若し發行兵を識破し得けると死よハ
其住民を堅牢なる獄中よ囚らへ置くを要す或
此住民若し發行兵を反應し得ると死よハ重死
刑罰を以てことを迫脅するを要す唯隔りある
の地位よ而已休憩を志りても若し發行兵惡
死天氣よ由て潜居するよ已を得ると死よハ
ことをよ隔りある宿舎を選定するを要すこ

とて就てハ住民の其家を去るを妨げ且哨兵を
張出さ隠密なる行進ハ守護脈を發行兵に接
して近く置死且夜るハ念入きて側聴する一將
官と一二の思慮ある兵士とを先鋒に行進せし
む茲に若し疑ハし死ことの見ゆると死ハ隠
きんことを務む敵の弁候ハ妨げぬよことを過
去らしむいゝんとかきハことを捕へんが為の
努力ハ鼓噪を誘ひ出且ことを由て發行兵容易
く反撃せらるを得ぬけしハかす
第三百二十四章 自己の土地ハおひてハ實檢

發行兵の任敵國ハおけるよても却て容易かす
とて自己の國ハおひてハ以前軍務中ハ在るの
住民よ味方を誘引し得且ことを由て其住民
信報を捧げ得ぬしハ抽稅所の番人飛脚およひ
野番人ハ俱し專らことを適當ハあるかす
第三百二十五章 若し行軍する敵の隊伍の同
勢およひ聚成を探索せんが為し其隊伍を實檢
するを要すると死ハ一將官と若干のよく騎
御する騎士とハ此課業を最よく完成し得ぬし
將官ハ敵の側兵と側弁候との間ハ縦隊の來ら

さるの道路の近くは潜陰し居り若干の潜伏して
 て布置せる騎士を以て己をを取巻くしむ此將
 官其實檢を完成しけるや否は其處より速は遠
 離を時としてハ近傍に在る丘陵堂塔車屋より
 此實檢を為し得るハ敵實檢せらるんことを纒
 も意ハさる縦隊の此脇側は在て實檢を為し得
 るとたは最よく成就を爲しハ常かるとそ
 第三百二十六章 敵守備したる都會の實檢ハ
 甚く難たはあらを發行兵ハ此地位に近より潜
 伏して布列し且見らるることなく其方ハ何

も都會より出入し得さらんう為の規矩を取る
 か正此地位より來る人々此を捕ひ且若しこ
 色は十分説示せらるけるとたは己を遠離
 せし尚十分の説示を得けるの前は敵若し發行兵
 を識破せるとたは速は遠離をこそ都會の他
 の部位より復ひ實檢を為さんう為か
 第三百二十七章 擴充したる地形の部分を實
 檢せざるを要せるとたはこそは為し多分騎兵
 の強は發行兵を用ふるを要せし其發行兵ハ
 小なる分隊に解隊し高は地形の諸部位より周

其
 兵
 論
 三編
 卷之三

邊の地形を實檢し且夜ると敵の方より小かる候
候を出し以て敵の報を得或住民および旅人を
糺明し以て敵の報を得るものなり其小なる分
隊より合集せる部位を示し其處より發行兵の
指令官遊兵を將て在るなり此小分隊と其呈状
を其處より送り且敵の近よるより方ても其部位
合集せるなり

第三百二十八章 發行したる守禦の哨兵と唯
實檢し供用せる而已からし尚兼て軍旅の警衛
の爲め哨兵脈の外より在る緊要の部位を守禦せ

んより爲し供用せし此發行兵ハ歩兵一コムパクニ
しより歩兵一バタイロンまでして成り得るか
ると死しはてし若千の騎兵士を加ふ或歩兵
と砲兵より成り得時として地形の度および
哨兵の緊要あるに従て三兵より成り得
此哨兵と敵國とかわて艱難の課業を遂げざる
處からし非常より精勤せざる處からし正面と側
面とかわて而已からし尚又背後とかわても襲
撃と對して警衛せざるを得し歩哨兵騎哨兵并
候および間者を以て實檢を爲し且本隊より其呈

状を送るか、或は其他哨兵始終守禦するを要する
 の或即時に退却するを要する、且始終守禦す
 るを要するの時期に、應援し算當り得る、或は
 教令に關係せ、或は其哨兵を其配慮に任せらる
 る部位を強めん、或は野堡障を用ふ、此哨兵
 動は日々交代し、或二日毎に交代せ、或は
 も同守備兵永く茲に在ること屢か、
 此哨兵敵國にあつて、或は舉止するを要する
 の証例、ハホンブラン、ドト氏の小軍法中に見ゆ

兵法の監察

第三百二十九章 兵法の監察は、由て理合を盡
 したる總して敵の同勢聚成形勢、および陣地を識
 破し、且探索するに在るか、其監察を隱密と公
 顯とに區別し、隱密の監察は通常に命せら
 る、且是を為し、小人數の士卒を蔽護し、携ふる
 の一將官を為し、此將官密に敵に近し、
 且其他に就て、或は實檢發行兵、および斥
 候に就て説示し、ある如く、所置を
 第三百三十章 若し敵の陣地を公顯に監察せ

嘉兵論

三編卷之三

三

るを要するに如しはこまき為に唯敵の最外の哨兵脈而已を追却せんと思ふや或又敵の野番兵および助兵を追却せんと思ふやの問あり敵の野番兵および助兵を追却するの時期はかゝつてと總して敵をして其戦力を發露するに已を得ざらしめんと思ふに如しは諸兵よて聚成したる強に發行兵を要す諸公顯の監察は不意の變動に對してと又敵過力を以て強く従ふに決しけると如し退却を警衛せん可為とに適宜の游兵を後に置くを要す

斯の如に監察は敵は大方る敗亡を致さん為の目的あるにあらば志かきよく其戰鬥に由て敵の同勢および陣地を知り得ん可為の目的あるを是故に其目的を達しあるや否に戰鬥を息むるを要す監察を以て奉命したる將官は敵の前哨の追却せらるゝあるや否に適當の位置よて其實檢を為し且其前哨は何の度にかゝつて抗抵を為し何の合圖即記號にて軍兵の收斂を示し何の指令使は何の方向に發向し且いかゝ速に回到せるに注目するを要す此將官ハ

絶て自ら戦闘に與かるを要せざるはともよく軍兵を其戦闘に引卒せるの將官に報せるは其軍兵への何の方向に於て戦闘を主張し或弛息せるを要せるをこそは報せるを要す時としてハ敵の歩哨兵を追却し以て監察を十分に施行し得る時又野番兵をも追却せるを要せざるは若し尚遠く突進せるを要せるとはハ正實の抗抵を勘考しあらざる處から是此時に方てハ自然監察の發行兵充分強くあるを要す

第三百三十一章 此大監察の外茲は尚監察の發行兵を出さる此發行兵を弁候よても遠く距離にて敵の報を得且敵の弁候を妨ぐるを要す是を指示さる方位に於て其實檢を為さんう為かす
蓋し敵の軍旅互に一日路に近よであるや否は其軍旅互に居處同勢形勢およひ目的を探索すること要用かると是に用ふるの發行兵を別して輕騎兵よる成るものよして一エスカドロに至り得るはとも時として又全一レ

ジメントに至り得るか此兵に指揮使の方術
に由て其發行したる所の軍旅と繋連にあるか
に斯の如き發行兵に其自餘の實檢を為んと思
ふ所の地位に到るや否に要用かる警衛の
規矩を取て且尚同霄敵の報を得盡くあると思
ふ所の地位の方に一將官と騎士二十數との多
少の弁候を出て此弁候の報告に關係を盡し
今次の日發行兵を以て其他に行進せるも或此
位置に滞留せるものも在るか次に日發行兵を
將て其他に行進せるの時期にあつては指揮使

の哨兵も其位置に在留せしめて發行兵も新
に着したる處より復ひ弁候を出さん為め前
方に進出せしことより反して報告若し充分なる時
にも發行兵に弁候歸せけるの後ち軍旅の方より
退却せし差撥せらるる弁候に専ら警備にある
を要す敵國にあつては殊に志ありとせしめか
て指揮官も強記博識および英斷を具ふるを要
す其弁候居民の地位にあつては哨兵より文通
を受け敵の方より來るの旅人を糾明し且切實
の報告を得んが為し諸術を盡すを要す此弁候

タムハ屢發行兵の方ニ回到セ

通路の保守

第三百三十二章 軍旅の諸般の部分の間の繋連を截斷せらるることおよび後とよ在る軍倉の地位との通路を妨げらるることハ最大ニ緊要のものありと云へば爲ニ軍旅の一部分より他の部分の方ニ遣る所の介候の外ニ往返の護衛兵を用ふ此護衛兵を發行兵より成りて號令或報告を告ぐるのアジュタンおよび走卒の蔽護ニ供ス斯のことニ護衛兵を毎ニ

騎兵より成るものよりて殆と強あらざるを得以い々とかまハ道の迅速なるもへニ此兵容易く伏兵中ニ陥リ得ぬ如しと地形を査照せんことをゆるさくまハか

第三百三十三章 軍旅の方ニ運物を爲すを要するの路上および又他の軍旅の分隊と繋連するの路上より繋連哨處を置くことハ別して小なる都會或郷村を撰定す此都會或郷村の時宜し従てこれを強め且差撥せる守備兵を備ふ其哨處ハ兼て物置場ニ供用し且軍倉養病所を

よひ預備兵の蔽護し供用せしむるに當りては、
第三百三十四章 終に尚疾足縦隊を用ふ其縦
隊ハ二百丁乃至八百丁の歩兵および騎兵より
聚成せるものにして其名目は見ゆることとく
運動力の大度を具ふるを要し且諸般の軍旅の
分隊間の地方或るとは此處或る時を彼處よ
て敵の鹵掠兵を退治せるを要す此縦隊を俱に
此の如くして通路の保守を促さるるを以て用
ひらるる且敵國におわては屢民兵を防た且妨く
るを要す

敵の監察の妨害

第三百三十五章 常に敵の同勢位置聚成及び
目的をよく報せらるるあらんこととの幾許緊要の
ものあるかハ既し前條に明白かるとを以て茲に
おわて敵の此の如く報を得るを妨げんるる為及
ひ其敵を又務て多く欺るるる為に何事も注
意せしめて措く要せざることとを解を待たば
志らばとも敵の監察を妨げんことハ甚難に課
業かるとを此課業ハ唯多く熟練して且よく熟
練したる輕騎兵よことを命し得るとは已

よた順序を以て施行し得るものか。此輕騎兵
志のるとたよハ不意の顯出およひ際限かた運
動よ由て敵の弁候實檢發行兵間者およひ走卒
を騒ぐし且虜よせんことを課業とそこを此の
如く為して敵をして最大よ守禦するよ已を得
さらしめ且其警備の從事を以て奉命せるの軍
兵をして絶た疲勞せしめんよ為か
第三百三十六章 時として其目的を隠さん
よ為よ敵を惑へさんこと要用かよとそ就中志
かるとたよハ遠方よ敵の監察を妨げんよ為

よこそを為そこと容易かよとそいかんとか
ハ志のるとたよハ佯形を以て其敵の意を誤ら
しめんこと緊要かよハかばたとへハ若し小
る發行兵を顯へして敵をして茲よ強て軍兵の
部分近傍よ在るの意ひよ至らしめ得又近傍よ
て侵掠を陽よ示し以て或る所よ軍兵を引聚
めんと欲するやうよ見せしめ得俱よ軍旅の退
行を隠さんよ為よ前哨あらしめ得其前哨志の
るとたよハ後始て後拒とかよて行列するか
此退行ハ軍旅朝よ引退た而て前哨ハ暗くある

一方て始て從行せるとは最よく成せ得る
るべきとも前哨已に退却する軍旅を晝間
踵くを要せるとは最も難事あること多く
して去かるとは其前哨軍旅より隔るの距離
因て甚難事の形勢に至ることか為る前以て
く歩兵の野番兵を騎兵より交代せしめ得い
うんとかきハ此兵ハ半途に退却したる軍旅
愈速に追及せしめかきハことよ由て正
に前以て既に敵の念慮を起し且目ざしたる所
置の疑ひを敵に容易く生せしむ

軍倉及び軍の工作の蔽護及び攻伐

第三百三十七章 軍倉を置くの地位は通常軍
旅の背にして其軍旅の退陣の道路に在り或其
近くにあるか其地位たどへ前面に布置せる
軍旅かよひ其前哨を以てこれを守護しあり殊
に軍旅の背に竊に容易に突進せざるの大か
る兵勢の企計に對しては守護しありといへど
も若くはとも奇兵の企計に對しあるひハ時
敵に服せる土民の企計に對して又此地位を蔽
護せんが為此に守備兵を備へんこと屹と必要

かすとき此地位若し強めらるるあらば或唯僅の
守備兵而已を備へあるとたすは其守禦強て攻
伐に對して甚難しとて其守備兵通常屹と強く
あてあさるははるるして此兵屢未熟の軍兵よて
成るかていふんとかまは好まざるも軍旅の
主力を夥しに發行し由て弱むるはかす是故に
此の如き地位の指令官は難くして且最重に任
を充とさすを要す
此指令官へ其到着し方て已むる委任せる地位
を強め且守禦せんる為の方術を其處に直し確

定し且こまに就ては殊に攻伐兵其砲兵を以て
軍倉を破却せんる為に發こし得るの努力を勤
辨しあるを要す此努力を妨げんる為に此指
令官或其守禦の規矩を擴充して地位の外に至
るを要し或擲發砲に對して軍倉を蔽ふ要す
以前強めあてて且尚其遺跡を備ふるの都會
此軍倉の位置は甚適當せしとまはるるも此
地位の指令官は過多し其強さし委任し且こま
し由て警衛の規矩は怠たるを要せば此の如き
フランス國のゲ子ラール官クユエラトなる

者スハニ一國よおわて千八百十一年の出陣中
ヒクユエラス地よてこを為セウ如シ此指
令官ハ其他軍倉中よ在るの物品と時宜よ從て
こを運輸せん為めの方術とを了解しあらさ
る處から凡
此の如記地位の守禦と斯ることを應用兵法中
よ説示しけるウ如くよこを為そか_レ若し其
地位を去るを要するとたよハ運輸しあさハさ
るの物品を破却し且時として既よ敵の近よ
よ方てハ務て多く貨物を送らんことハ可か_レ

と_レ此時よ方て_レ既よ以前敵の近よ_レかよひ
同勢の報告を命_レて_レ處_レたこと必要か_レと_レこ_レ
ろ為めよ_レ殊よ間者かよひ夥し_レた弁候を用ふ
るものか_レ
第三百三十八章 養病所の蔽護ハ軍倉の蔽護
の如く同一方法よて是を為そか_レ志_レも
守禦も此如くの頑固よこを為さ_レ且其地位
を去るよ方て_レ患者を敵よ任_レの_レも_レか_レ
第三百三十九章 發行兵若し橋梁を架し或堡
障を築つく_レ如記彼此の軍の工作を蔽護せん

ろ為し供用せるを要せるとはし敵此工作を
破却し得るやうに敵の近く來らんことを妨
ぐるを要す其上多分軍政に屬せざるの工手は
保護の規矩を取るを要せし敵の攻伐の際此
工手の逃去るを妨げんろ為す

第三百四十章 敵軍倉を置ける所の地位は
ての攻伐に多分發行兵を以てしを為すを要
す其發行兵にこそは為し敵の軍旅の背に突進
せるを要するものなりし就ていふかる方
法にて所置せる歟と殊に地位の形勢およひ守

備の形勢は關係をなすとも勝利の毎に大か
る迅速を以て成るるはしといふんとおし守禦に
屢救助し算當し得るはなり
襲撃を最迅速にして目的に達せしむるは
要する強暴を以て愈容易くしはし達せしむ
いふんとおし守禦兵は尚毎も其自己の軍旅
の背に在て充分堅固と思ひ且十分に防禦しあ
らざるはなり
若し其地位を侵奪しおたはせるとはし軍倉
を焼打せるを以てしを破却せんことを務む

るを要せしむる爲にハ燃燒榴弾および尚よ死
火箭を用ふるものかや

軍の工作の制止および破却を突進して工乎
及ひ得ると記しハ多分成就を爲す

陸地の輜重護送

第三百四十一章 運輸に由て理會を盡し唯
貨物を運送せるの方法而已ならず尚又運送せ
る所の貨物而已を云ふは其輸運ハ多分軍兵
を以てしを守護せ且志かると記しハこは
輜重護送の名稱を命じ運物の方法は關係を以

てハこを陸地の輜重護送と船路の輜重護送
と區別せ

輜重護送を郷導し且こを守護しからしこ
を攻伐せることハ小軍法の最貴重の所置に
屬すといふんとかはハ軍旅の保有屢大にこは
關係し且是故に其用兵も亦屢大にこは關係
をせハかす

第三百四十二章 陸地にて大なる輜重護送の
蔽護ハ實に軍中最難に企計の一かすとも志か
して其難事ハ輜重護送大に在り運送術惡く

あて道路用は堪へば護送兵弱く且敵近くは在る度は従て増加せし鐵車道へ實は此課業を容勿く為そ應しむべきとも唯敵近くは在らざる其間而已尚ほ茲は算し得是故はこゝに連着したる艱難を務て多く凌ぐんが為の方術を勘辨しあるを要そ應し

輜重護送の取らざる處あらざるの路上は若し繋連哨處あると死しハ既は大利ある處し志かると死しハ哨處より哨處に至るの部分はおわて輜重護送を發せしめ得且此輜重護送夜るハ

堅固は守禦を備ふ應し自餘のことと就てハ此時は敵護を助けざるを得ざる處し其同勢ハ輜重護送の大小は従て算定し且敵の攻伐の外形は従て算定を其他より輪車細密なる順序および嚴重なる行進の班次は注意を應し

第三百四十三章 守禦の取らざるの規矩ハこゝを區別するは輜重護送および正しは行進し就て班次を造るゆんが為は供用するの保護規矩と敵の攻伐は對して輜重護送を守禦せんが為は多く供用するの兵法規矩とをわけて是

第三百四十四章 保護の規矩に屬せるものハ
行列のよき部署十分なる輓御および行進の際
の細密なる班次是か正車數ハ六百に起過せる
を得以いゝんとかまハ此車數一行にてハ已に
一万歩の長さに充滿せしむる正斯の如き車行
列ハ二百車の分隊にこれを區分せるを要せ其
分隊ハ互に二時乃至三時の間隙を以て行列を
各部分ハ復ひ五十車の分隊におわてこれを區
分せしむ一將官の指揮せるものにして此分隊
の各を復ひ二分し下將官一員これを注意し車

にハ番號を命じ且將官に其分隊の各車に在る
所の物品の目錄を具有せしむるを要す
輓重護送の指令官に離進の前貨物車および輓
御に就て細密の檢分を為すを要せ就中馬を以
て容易く荷物を輓兒得んや為すことを平等に
分ちつことと注目せるを要す
各二車に騎兵士一員或各車に歩兵士一員を
置くこと車夫に注意せんや為かよひ若し輸運
に就て茲に火藥車あると起しハ其處に發煙せ
ざるに注意せんや為か其他の車の閉鎖しある

一注意し定まる時間より運輸せらきて復ひ服御
せらるる處に注意し且敵の顯はるる方て車夫
の逃去らざるに注意せ
行列ハ用具を具へたる發行土工兵および若干
の騎兵士を充分の距離より先進せ土工兵ハ前拒
より部署せらきて道路および橋梁の改復に注意
せんより為より供用を騎兵士ハ短距離に在て輜重
護送一先進せるものにして若し茲に輜重護送
より就て火薬を載せる車あるとたより道路を縁
て火を消さしめ且點火せる煙管或巻煙草を以

て輜重護送一近よるを妨くるを要せるといへ
とも其上指揮使より供せるか
輜重護送の先頭より空馬行進を其空馬ハ要用
かるとた輓御を強め或傷馬より代らんより為の預
備かるとを其次より用具を載したる一二車行
列を其後よりハ緊要なる物品を載せる若干の車
行列より距離くくより用具および車輪と車軸の
為の副品を載せるの一車行列より火薬を載しと
る車ハ一部分より縦隊の前より行列より一部分ハ縦
隊の後より行列より將官および飲食商より屬せるの

新編 兵部 三編 卷之三

物品も車行列を押後して五十車の各同一の分隊
間より大約二十五歩の隙地ありて其隙地よりハ
歩兵一セキチ一行進をこそ一部分ハ不都合か
かる時より臨て車夫を助けん々為りて定り且又
撤兵およひ狙撃銃兵とあて車營を守禦するも
供用せん々為りて定るものなり

若し車の破損せるとなりハこそを縦隊より除
却し且貨物を預備車に換載せし行列若し路上に
て妨害より出會せるとなりたへハ橋梁の破損より
就てハ斷絶したる分隊ハ道路の復しあるまで

布營するを要せしは由て理會を盡しハ馬を
内面よりして車行ハ互より大約二十歩より遠離し
て輸運を二行より進入せしは在るなり其車行
の外端の間隙地より若干の車を以て閉塞し得
道路若しこそをゆるむとなりハ車ハ二輛つゝ
行進を且又若し此の如くして少くも一時を進
む行くとなりハ多の車を以て互より比隣して行
進を去からざるに進入およひ離進するも過多
の時間を失ひ得るなり
大なる隘地ハ五十車より多からざるの分隊

よおわて先つ奇數の分隊隘地を通行して彼方
よ休憩を其後隘地の此方よ休憩を為しける偶
數の分隊此奇數の分隊よ從行を盡せや此の
如くよ通行を

休憩せんう為めおよひ給養せんか為しよ守禦
よ便宜かる地形を選定せ且志あると死よハ輜
重護送ハ布營を要せ車の離進およひ布營
を要する時間と術科よて算定するを要せよ適宜
の班次よおわて服御およひ離進を成さしめん
か為か夜泊せんを為しよハ特よよく守禦を盡

地地形を選定し且車を以て車營を布くか此
時よ方てハ布營の為め車の一部を以て十五
歩乃至二十歩の距離を以て二行よ進入せしむ
此布營を環して一行の車轅木を以て先進車の
下よ置死且纜よ燃焼せ盡せ物品を載せある其
車を此車行よ選用し火薬を載せたる其車を車
營の最内よ置死又其内よ馬あるかよこよハ若
し近傍よおわて一所よ屋下よ致さし得さると
死のことか火の害し得さる處の其處よてハ
火を用ふるを要せ警衛の從事ハ前拒およひ側

兵よ由て成り且敵を疑はしく待つ所の方向よ
ハ騎兵弁候を出せか
行進ハ過大なるを要せハ輜重護送も夜の明け
る前よ發行し得ハ且遅く其定地或夜營よ到着
し得ざるか
此諸設備法令の形格よかゝて將官よ關係する
たけをこそよ了解せしむるの後ち輸運の指令
官ハ行列をして離進よ由て已り前よ行列せし
めこそよ由て諸事班次をすることを執照し且全
輜重護送を行進せしめんク為よハ茲よ畿許の

時刻を要する歟を取證せ
第三百四十五章 兵法の規矩よ屬するものハ
第一よ蔽護の軍兵を部署するよ在るか此軍
兵ハ三部分に分りて一一部分ハ既よ車よ就
て説示しける如くよ在り他の一部分ハ前拒
防側兵およひ後拒よ定まり且第三部分ハ最強
くあらざる處うらざるものよして本隊およひ
游軍を布陣し
前拒防側兵およひ後拒ハ諸行軍よ就ての如く
同く聚成しあるかよし輜重護送ハ諸

脇側より就て攻伐せらるを得る也へは後拒を若干
 時間敵より抗抵を為し得んや為し十分強くある
 を要す又警衛脈へ通常よりも却て遠く前出
 あるを要す或るいふんとおまへ輜重護送へ守
 禦の形状より布列せんや為し多く時刻を要し且
 是故より敵の近よるより就て却て早く報を得るを
 要す或るかば故より前拒おまへ防側兵の特より輕
 騎兵よて成るを要す
 前拒へ輜重護送の前同一一時より途上より往來既
 より以前より強た有候を出しけるかば其有候ハ諸

方向よりおわて地形を査照し道路の形勢を探索
 し且其注進を為すものかば其成る處くあると
 知しへ前拒へ地形の一の限隔より他の限隔より
 進出し其處より陣地を取て其地形の限隔を踰る
 所或通行する所を守備し且有候を以て他の脇
 側を査照して若干の距離より至らしむ此前拒を
 輜重護送を待合せ且此方法より其行進を慥く
 むるかば防側兵を前拒の如く同く輜重護送よ
 りも早く途上より赴た且敵車縦隊より道より得る
 處側面より在る道路おまへ隘地を守備しあるこ

と其處にて後拒の軍兵より由て交代せらるるより至るかば後拒ハ大なる輜重護送に在てハ砲類を具へあるものよりて縦隊の最尾の車若干時此後拒を過去にありて其間後面に在る隘地を守備しあるを要す
蔽護せる軍兵の本隊ハ多分歩兵および騎兵よ聚成しあるを要すありて車營の守禦兵に在ては粗擊銳兵良功を顯はせし蔽護せる軍兵の本隊の部署ハ次の如くかるとして五分の一ハ右側にて縦隊の先頭に在り且五分の一ハ左

側にて後尾に在り或反對しありといへども自餘は游兵とかばて車縦隊の正中の地位に在て行進せるかば小なる輜重護送に在ては本隊併合しありて敵の攻伐を待つの其脇側にて行進し得るなり

第三百四十六章 輜重護送の守禦に就て序せざるをうらさるの規則ハ約して次條に在るかば
輜重護送ハ敵より由て一脇側より攻伐せらるるかば或
多の脇側より攻伐せらるるかば一脇側より

攻伐せらるるを得るの時期はあつては蔽護の軍兵
敵は抗抵を為さんう為し已を併合せよかき
とも車行列の自餘の部位は露面をすることか
多の脇側より攻伐せらるるを得るの時期はあつて
は各攻伐せらるるの部位を守護し得るやうに
此の如く蔽護の軍兵を處分するを要せよかき
とも兼て全軍勢極速は一部は併合し得るは
やうに蔽護の軍兵を處分するを要せよ若し唯縦
隊の先頭而已脅迫せらるるとは前拒を強
むるはさうして敵若し唯縦隊の後尾而已を攻

伐せんと脅迫せるとは後拒を以て同やう
に所置を盡し
前拒或防側兵若し敵の弱は軍兵に出會せると
は其敵を追却せらるるはさうして輜重護
送を行進を為しあるか此の如くは務て毎に
在るを要する所か此を反して此兵若し輜
重護送は危くか得る敵の強は軍勢は當抵そ
るとは極速は本隊は其報を為し其本隊の
一部分は今敵は馳向ひ且輜重護送は突進
せんとする敵を妨ぐる所の其處は陣地を取

るものか。敵若く全く或大半騎兵よて成ると
た車縦隊の布營を充分かてとて、
よ反して敵若く諸兵よて成るとたよへ多少の
車營を布く、
て三四の車營を布く、
得るやうに此の如く、
よく守禦を、
火の為の危険甚減却を、
分隊を犠牲よて、
得

敵若く反撃せらるくと、
上よ赴た且敵を従へ、
弁候此敵を實檢く、
こよよ反して蔽護兵若く反撃せらるくと、
ハ車營を守禦を、
砲兵も車間便宜よ在るの部位よ布置を、
撃銃兵と車よ傍ひある自餘の歩兵およひ、
ハ車の後或其上よ布列を、
およひ騎兵も車營の側面よ陣地を取る、
若く砲類を具備くあると、

箭を具備しあると死しハ蔽護し唯纔時を保ち得るに而已かて且志つると死茲し若し一の救助も見ハ是來らさると死しハ車の一部の犠牲を以て緊要なる多の貨物を遁さんことを務むるを要せ
あり是とも若し強勇なる守禦の後若干車を遁さんハ為の諸努力無益し止まじ且諸守禦術盡死たると死しハ車を放火し且彈藥車を破裂せしむるにこそよ由て自然敵は騷亂生じ死しハこそよ就て脱御せる馬を將て切退けんことを

為すを要す是とも唯若し救助し諸の望を失ひけると死し而已茲し轉し得るに時として強死飲物を以て載しあるの車を先つ樽の底を開死けるの後ち後し遺し置くを以て敵の烈死逐從し遁しを得るに或若干の車を轉覆且壅塞とかして供用せしむるを以て遁しを得るに此の如死ハ殊し隘地しおわてよく應用せらるるを得る所ありとせ
若し多の砲類を具備したる強死敵軍の馳向ひあるの遣ふることを以前し知得けると死しハ

直に輸運を退かすめ且總ての蔽護をして退却を蔽護せんう為めの陣地を取らすめんことを佳とせしむ

第三百四十七章 輜重護送は為その攻伐へ判断を以て勘考し且強暴および勉勵を以て施行せると死すへ最容易に企計の一は屬するものよし纏がる戦力を以ても亦こまに大利を得るべくある處に攻伐は定まる軍兵は三兵より聚成しあるを要す殊に輕騎兵と砲兵および中砲と火箭とを具

その砲兵は良功を見せしむる若し敵の輜重護送の行進し就て報せらるるると死すの道路を通行せしむるを以て其行進を駐留し得或又輜重護送の通行するを要するの地位におわて強に軍勢を以て近くし在ることの虚説を吹聴し得こま此方策し由て輜重護送をして配慮して進ますめ且こまし由て徐々し進ますめんう為かす反對して輜重護送若し長た道路を踰ゆるを要せると死すの初日し充分し顯出せざるを以て蔽護を偽引死出

て配慮かたよ至らむること動きハ利益ある
る

此攻伐ハ常ニ守禦兵一の便宜かる陣地をも探
索セバ或車を進入セしめあさハさるの地形を
よひ攻伐兵其運動を勢て多く隠し得るの地形
にてハ成らざるを得ず攻伐ニ便宜かる時機を
輜重護送の離進ニ方て稍騒亂せるとたニ在り
或日の暮るニ臨て馬およ軍兵の疲勞ノある
のとたニ在るかやの計非ニ難ク事ハ
若く僅の軍勢を以て攻伐を施行するを要する

とたこきり為ニ便宜かる時機を輜重護送の隘
地を通行せるとたニ在る處ニ志かるとたニ
ハ攻伐せらるるの部分ハ容易く取らる處ニ志
うととも隘地の彼方ニ在るの部分ハ又通常遁
る處ニ
こきり反して攻伐兵若く充分強くあるとたニ
ハ其軍兵を三部分ニ分つ處ニ最強部分ハ蔽
護を攻伐せざるを要し第二部分ハ其攻伐を車ニ
對向し志りて第三部分ハ第一部分の攻伐を
應援せんう為め或救助ニ見ハ志來り得る敵の

軍兵を反撃せんう爲め游兵に在るを以て蔽護し
施その攻伐に射發戰を以て永く止まらせむか
まとも短兵を以て施その攻伐に速に轉し至る
を以て務て疾く決戰に至るを要す此戰鬪の際
砲兵に柘榴彈火箭および榴霰彈を以て輜重護
送を長し射撃するを要す此砲兵に車上より布置
しある敵の狙撃銃兵に由て一の害をも受けさ
るやうに此の如く布置するを要す或る歩兵撤
兵に其射放を横合より車夫および馬に照準し
狙撃銃兵に燃彈子を以て彈藥車を放火せんこ

とを務め騎兵の小分隊に輜重護送を縁て散蔓
し車夫を追却し馬の轆索を切斷し且車縦隊中
騷亂を發せんことを務むるがごとく
敵若し多少の車營を布けけると此の如く施す
の攻伐に放砲を以て準備するを要す多の車營
に在ても互に防側するの方阵に在るう如く同
く自餘の車營に由て全防射せむを以て或唯纒に
射撃せらるる而已の其車營を最初に攻伐す弱
た裝藥を以ての柘榴彈および殊に火箭に茲に
多の功用を爲すを願ふ

若し輜重護送を侵奪せるとは、攻伐軍兵の
鹵掠し移轉せるを為め、茲に規矩を取るを要せ
こまう為し、此軍兵を最速に聚集せるを要せ
まうして敵輜重護送を取返さんことを務む。互
きの恐おあると知し、最緊要なる車は二重の
輓御を具へ且こまを以て遠離せるを要せとい
へども、自餘の車は焼失せしむるを要せ、騎兵は逃
去る敵の蔽護を従ひ且虜を為さんことを務む
るを要せ。
千八百零八年と千八百十四年のスハニ一國

出陣中の説話中、緊要なる戦闘見ゆ其戦闘も
輜重護送を郷導せることを訓導せるものか、
就中吾々前著ハせる兵法接手中第二編に見
ゆる其頃のコロ子ル官ヲン ケーンなる者の
郷導ハ名譽の位を襲ふものか、

慕氏兵論第三編小軍法卷三 畢

慕氏兵論第三編小軍法卷四
曾田勇次郎 譯
船路輜重の護送

第三百四十八章 船路よての輜重護送を郷導
一且守禦をるる陸地よての輜重護送を郷導一
且守禦をると稍よく一やうかるとを忘かすと
もこそ多の注視よあぬて復ひ又陸地のもの
よ異かるとも
船中よても車上よても却て多の貨物を載ミ得
こそよ由て船路よての輜重護送ハ陸地よてよ

里も收接して一所に在りて班次へこと
ろ為に容易く保護を盡しとて其上若く蒸氣船
を用ひ得るとなりハ其輸運定めの地位に至る
こと速かるる處なることと反對して茲に大害
ありハ船路にてハ一定せるの道路は縁るか
今敵若く河川を閉塞しけるとなり或は沿河にて要
する部位を侵奪しけるとなりハことと由て運
物の運漕成る處ならんは是故に河川を
要し或は壅塞するの諸部位を輜重護送の航去し
あるまで其間逐次に守備せしめんを為し數多

の蔽護を具有するを要し此發行兵を其後
復ひ聚集せしむるとき其在陣の要用なる處に地
位に赴かんを為し其の上守禦をかも射發戰
に由て成る處なりハ茲にも殊に多の騎砲
兵および狙撃銳兵を蔽護し加ふるを要し
蔽護若く敵と戦はんを為し充分強くあると
なり敵を待つ所の沿河に行進せしむることハ敵
の近よきて沿河に至るを妨げんを為しハ敵
其砲兵の點放を以て運漕物を破却せんとする
を妨げんを為し多分あり得る

如く蔽護若くさのこ強くあて得ると死よハ
僅も脅迫せらるる沿河にて輜重護送の地位
に在り且他の沿河にハ唯若干の騎兵士而已を
弁候に出せしむるは敵の軍兵の近よることを
探聴せんう為かす其騎士の隔絶せらるるを
為しハ茲に若干の小なる空舸の行列を要
せしむるは其騎士を速に渡さんう為かす
各船上にハ掌令官一員と若干の狙撃銃兵布置
し敵の近よるに方てハ其船を他の沿河の方
に操せしむる且務て河川中小嶋の後に布置せるの

命を奉るべき其處に碇泊せんう為かす
砲兵尚殊に又狙撃銃兵を其よく照準せる射放
し由て敵の砲兵其點放を以て船を破却せんう
為沿河に陣地を取るを妨くるを要せしむる若し
充分なる狙撃銃兵を蔽護し具有せざると死よ
は敵の砲兵の戦勝たんこと審かかるとし
茲に若し船を敵に遁さんう為し一の機會もあ
らざるときはしむるを沈没せしむるを要せし
むるはとも乘組に小舸にて遁るゝかす運漕若し
急流の河川にて流下し往くと死しハ蔽護を乘

船せしむるを要せしむるといふんとおまへ志のら
さきへ其蔽護過多し後くる急げきへかてホン
ブランドトかる者の小軍法中千八百十年スハ
ニ一國よ於る軍よして其一例見ゆこと同
しことハ又運漕若し蒸氣船を以て往くとき
成り或水若し蔽護の在りあさるの其沿河
し毎し接着しあるとたし成るを要せしむ
第三百四十九章 船路よての輜重護送を幅廣
し河川よて攻伐せんう為しハ其河川よ在る壘
塞の部位を侵奪し或沿河よ在る制御の部位を

侵奪するを要し且こまじ就てハ砲類を具備し
あるを要し中砲および火箭ハよくこまじ用
ふ急くある急し陝小なる河川或海門よ在る
唯橋梁斗門或河の陝處而已を守備するを充分
かすし或船を沈没せしむるし由て輜重護送
の行進を支ふるを充分かすしとまじハ此の如
く為して此輜重護送を威し或こまじを破却せん
の為かすし若しこまじ成る急しらさるとたし河川
よ近よし且砲兵の點放し由て船を破却し或こ
まじを附與するし已を得さらしむるを要せしむ

志く是ともこそ就ても且船且他の沿河より
 其射放を攻伐兵の砲兵に照準を履て敵の砲兵
 を以て捍くことを為し且尚多く其狙撃銃兵を
 以て捍くことを為し是故に攻伐兵の多の
 騎砲兵を備へ且火箭を以て船を放火しあるを
 要し攻伐兵若し河川の灣曲に砲臺を築ける
 と是より輜重護送の船を畏し射撃し得る
 蔽護若し河川の此方にて行進せると是より
 攻伐兵此蔽護を不意に討伐せん其蔽護のこ
 そを為し便宜ある地形に來てあると是より

を討伐し且輜重護送よこを遠離せるを要
 せといへとも他の一部分の船を侵棄せんを
 務むるあり
 船の破却のこを放火せるよ由て成り或こを
 を沈没せしむるよ由て成り得
 千八百零八年より千八百十四年までのスハニ
 一に於る出陣中殊にアルラコン地およびカタ
 ロニン地に於る出陣中船路よての輜重護送
 の緊要なる証例ありシケツト氏の手冊中に見
 也

幕府兵論 三編卷之四 五

生擒を携行せる法

第三百五十五章 生擒を携行せる法を或る目的
よかめて尚輸運中よこをを列序し得
此課業時としてハ甚難しとをいふんとあまハ
こをよ就てハ生擒を脱逃せしめんことを務む
應犯の敵よ對して而已から以尚又此脱逃よ與
ミモ應犯の生擒自己よ對して規矩を取るを要
をよハかす

此課業を以て奉命せるの發行兵ハ生擒の員數
の平均あよひ其脱逃の為よ敵の努力せる多少

危険の平均よかめて強くあり且又強く聚成し
あるを要せよとして屢三兵よ成るを要せよ
發行兵の指令官ハ次の保護の規矩を取るかす
離進の前よハ生擒を規則正しく區分し且重複
せるロッテンを以て側面よ行進せしむ若し敵の
攻伐よ恐を或生擒中の一揆よ恐をさる應ら
さるとたよハ生擒の將官をして其士卒よ傍て
行進せしめ以尚此士卒ハ別々よ携行せし班次
を保護せる為あよひ生擒の逃去或一揆よ至る

の各努力を厳く拒らん為に距離々々の兩側
面より若干の騎兵士行進す此騎兵士と生擒を
愛撫して所置せるを要す志く是とも兼て尊信
を以て所置せるを要す且質物より其生擒の兵
具を用ふるを要す
休憩を閑閑の地形にてこれを為し且逃去るを
防らん為に要する規矩を取るべき
夜々生擒を居民の土地におわてこきよ適當に
たる人家にて屋下を致し且これを看守す此人
家をおわて炬を燃さしめ且生擒多く互に語る

を許さば或騒動を為すを許さばこそよ由て徒
黨の企計を妨げん為かす
若し茲に此性質の或ること其生擒を行はばあ
ることを識破せるとたより徒黨の魁首を見出
さんことを務む志かるとたよらば其魁首を自餘
の者より隔絶して別々に携行せるべき今も最
早其生擒の互に語るを許さば志くして各朝離
進の前より生擒の目前にて銃の装填にあるを取
證す
發行兵の為の兵法の規矩ハ次條におわて成る

かて
 前拒側兵かよひ後拒ハ輜重護送ニ於るう如く
 同く茲ニ亦發行兵を取巻く水兵ハ敵の攻伐を
 恐るる盈らざるの其脇側ニ在て生擒の側
 面ニて行進す茲ニ敵の道よるを本兵ニ報し來
 るや否ニ本兵こそ馳向ふこそ由て生擒の
 戦鬪を避けん々為かす若し此生擒ニ十分
 かる盈た蔽護を残り置く此蔽護ハ今其所業を
 重複し且警備しあるものか
 攻伐若し追却せらるくと死ハ敵を従ふを以

て止まらば尚復し行進を規律し進む往く
 必し盈しこそ反して本兵若し避くるよ已を得
 さらしめらば且敵過力を以て突死來ると死
 恐らくハ生擒ニ自由を與ふるよ已を得ざる
 盈しこそ已を虜ニ致さしらん々為かす
 此の如き時期ニかゝて生擒を殺すことハ嚴く
 禁しあるか此の如た不人情の所業ハ發行兵
 の屬する軍旅の耻辱とかる盈た而已からば尚
 兼て其軍旅の屬しける所の軍民ニ消滅を盈か
 らざるの汚名を蒙らしむる

生擒の防送を脱逃せしめんを為し蔽蔭して
こまに近よらんことを務め或防送の行進する
道路の近傍におめて伏兵を在らんことを務む
るを要すこまに蔽護若し警衛の従
事をよく實檢せるとは容易に施行を成し
らざるを慮し

若し蔽護を公顯し攻伐せんと思ふと死し
まう為の軍勢送兵の同勢と均しくあるを要す
攻伐へ生擒の近傍におめては常に務て襲撃し
施すを要すこまに其生擒し一揆を勸めんか為か

攻伐若し成就せるとは生擒を務て多く
兵を具し去りて紆路を縁て自己の軍旅に達
せんことを務む

掠郷および侵掠

第三百五十一章 一軍旅をして其奉養を具備
せしめんを為し用ひ且小軍法の所置に屬する
の方略にハ掠郷及び姝にハ侵掠を大事とす
掠郷に由て理會を成し軍兵および馬の食料
を集一するに在り侵掠に由て理會を成し兵
糧を集一する而已からば尚又用兵に就て利用

一在て得る所の他の諸物を集一するに在るか
 一掠郷するに多分軍兵自己に由て食料を集
 むるものと侵掠に在ては土人をして利用か
 る物品を運ハしむるの令状を牧民官に下をか
 一兵法の規矩に此兩所置の施行および守護に
 臨て殆と互に同やうかるとも掠郷の乾物と青
 物とに區別せし乾物は在ては既に土人は由て
 收納せる食料を郷村及び農民の住居より集む
 青物はおわては田畠より之を芻取して携輸せ
 るか一就て遂く處くあるの専務は兵糧

を集むると敵の没収に向て此所置を守護する
 とに區別せし一地方をおわて掠郷を處るの以
 前郷村中或田畠に在る食料の貯蓄に就て鑑察
 あるを要し此鑑察に敵に隱密にことを為すを
 要しこと其敵をして注意せしめさらんが為か
 一次に軍兵の掠郷を遂く處るの郷村を軍旅の
 諸般の部分に示し處るに青物の掠郷に在ても田
 畠および郊野を區分し且軍旅の分隊に同く之
 を芻取することを示し處る

第三百五十二章 蔽護兵に掠郷兵の到着せる

一方て其警衛の規矩を取て在る處と以前
 途上と往く其同勢およひ聚成ハ掠郷の在る所
 の地形の蔓延と敵の攻伐の多少の真偽ハ關係
 甚重シ或るもやうにおゐてハ輕騎兵而已て
 足とてとそ應じたりと多分よ之ハ三兵を
 用ふるを要そ應じ

掌令官ハ徑ニ襲撃ニ對して掠郷兵の警衛せら
 ざるや且敵の迫よるニ附て以前ニ報告を受け
 得るやうニ多分騎兵よるを察する番兵の一脈を
 掠郷兵よる遠離せること即少も半時行よして

敵の方の地形ニ布置せしむ其番兵の後便宜か
 る地形の部位ニハたとへも橋梁或陟地ニ傍て
 歩兵およひ騎兵よる聚成し且時としてハ三兵
 よる聚成せるの發行兵を布置せしむ前方ニ在
 るの哨兵を包藏せんう為およひ敵ニ強壯抵抗
 を為さんう為およ此發行兵の正中の後ハ全
 蔽護兵の三分一を游兵ニ置く其游兵ハ多の
 騎砲兵あるを要せしむ此兵何方ニ其用あり得
 るとも攻伐せらるるの前哨を最速ニ應援し得
 る為およ司合官ハ其處ニ在留せしむ

第三百五十三章 掠郷兵ハちとかそく途上ヨ
往ク其兵多分歩兵ヨであることニ纔ノ騎兵士
を加ふこと詰輝使トありて供用せんウ為カ
掠郷兵ハ十分數多ノ車馬袋を具ヘ且青物ノ掠
郷ノハ大鎌小鎌を具フ歩兵士々笈カヨハ革器
カクテ銃を銃帶ニ帯ヒ且僅ノ藥包を所持セ
此兵郷村ニ到着セるヤ否ニ孰モ其村ニ出入セ
しめさるノ歩哨兵を以テ直ニ此郷村を取巻ク
ト車ハ復ヒ容易ニ離進シ得ルカヤリ此ノ
如ク進入シ土人自ラ其食料を送ること甚

撰ふ處クあるト知ルハ掠郷兵ハ郷村ノ外ニ在
リて其處ニて車を載積シ得此時期ニ在テハ爰
ニ又毎ニ携輸物ノ領狀を附與シ去ルニとも土
人ト是を欲セさると知ルハ十分ニ數多ク掠郷兵
カヨハ車を將テ或將官を郷村中ニ遣リ且各將
官ニ郷村ノ部位を指示セシ其郷村中ニ在ル
人家カヨハ納家を查照せんウ為カ其長官ト
是ニ就テ嚴ク注視セ盡キハ其士卒住民を亂妨
カヨハ殘忍セるニ陥ラさるニあるカ見出タ
ル貯蓄ハ車ニ載シ且各載積シたる車ハ直ニ郷

村外の屯集處に送る適宜の部位を鼓手或喇叭手を處くこと敵の近よる方て合圖を以て其報を為すものなり

擴充せる一地方を掠郷し盡すを要するに如く毎に最遠く遠離し且敵に最近くある其郷村を以て始むるを要す各分隊望の物を集めたる後にハ爰に他の命令を奉り得るにあらざるに退去す且て是に附てハ警衛の規矩に注意すこと輜重護送に附て條例せるの規矩なり其掠郷の畢せけるの前は敵蔽護兵を攻伐せると

たにハ此兵其敵に抗抵を為すを要すこと並に附てハ游兵之を應援せしむるに如くハ大に其掠郷の務て永く主張して主張するの過大に危険に在ると如初て止む主張するの過大に危険なる時期はかわても掠郷兵最前の郷村の車を將て第一に離進し去りて他のもの行列を時として斯ることの要用と思はるることたにハ掠郷兵の一部分尚敵と戰鬥に在るの蔽護兵を強めよ往く處に

第三百五十四章 侵掠ハ掠郷と同やうかるこ

せるときは發行兵其布列せる處よりて其處
 よて小かる發行兵を種々の地位に遣るに適當
 せる正中の地位を撰定むことを求めたる物品を
 收取し定めらんか為か
 弱に發行兵を以て侵掠を施行せるを要せると
 したるは此課業かある處に其時期に在ては強
 暴と欺計とを併せて俱にこれを施すを要せ
 時としてハ夜分よくこれを進行ひ得ぬ
 第三百五十五章 掠郷或侵掠を妨げんか為
 へ襲撃の攻伐および疑兵を屢的切かすことを志

りきとも兼て一所に致したる物品を侵奪せん
 と思ふとたは敵の蔽護兵を追却し且突進し
 て掠郷兵に及ぶを要すことを為すは攻撃兵
 の一部敵の擁護兵を侵すを要す其間に輕騎兵
 一エスカドロンを掠郷兵を攻伐し且一所に致
 したる物品に就て侵奪を為すか其全所置ハ
 輜重の護送に攻伐せるの攻伐と同やるか
 掠郷或侵掠を蔽護せる敵軍を攻伐せんか為し
 十分強からざるとは小かる脇側攻伐および
 疑兵に由て敵を騒がさんことを務め且之に由

て妨害せんことを務むるを要す青物の掠郷を
妨害するは的確の時刻に掠郷兵の田野に散蔓
しあると知るに在りて此時騎兵を以て其掠
郷兵を攻伐せんことを務む其間他の軍兵に擁
護を為し在るべき
或る緊要の侵掠ありて且こまろ為し時間の要
用ある侵掠をハ吾ら自國に於て是を容易か
とせしむる且志ある時若し吾ら十分強くあらハ
侵掠の發行兵を捕へんことを務むるを要す或
志からざるも鼓噪せんことを務むるを要す

疑兵伏兵および覆兵

第三百五十六章 小軍法中敵を疲勞し且之を
散々し為さんろ為し夥く用ふるの方策は屬す
るものハ疑兵伏兵および覆兵ことか
疑兵は由て理會せしむる敵疑兵を追却するは
大軍を用ふるを要す敵はハ疑兵を以て准て纔かる軍勢
を騷らさんろ為の目的を以て准て纔かる軍勢
を以て為すの佯攻是なり
伏兵は由てハ行進する敵を全く蔽陰せる陣地
におわて待たんことを務むこと其處にて不意

一此敵を攻伐せんう為かて
覆兵よ由てハ駐立せる敵よ隱密よ近よ了且志
あると死襲撃して攻伐せんことを務む
此諸企計ハかもよ敵を惑ハし且欺くよ止まら
かてこそをいろよもよく成就し得るハいよ
く功利十分かる處しこそを行ふよ地形をよ
く理會し且敵の形勢をよく理會せると兼て大
一隱密かる姿制とを欲せよして企計の困難
の度よ從て適宜の助兵を布置せるよ配慮せる
を要せよ

第三百五十七章 疑兵ハ自立の目的を具有し
得或他の目的の應援よ供用し得るを要せ自立
の目的を具有し得るの時期よかゝてハ敵の軍
兵を疲勞せるを欲せ此目的を達せるよ夜の
初よ敵を佯攻して敵其軍兵を終夜兵備し在ら
しむるを要せる所とよ諸般の部位よてこそを
反覆せよ由ては
他の目的を催進せるよ敵の思慮を他の部位
一誘はんう為よ疑兵を用ひ或よく同時よ一二
時間こそを反覆せよ由て他の時よ敵の前哨

を怠らざらんを為かよひ此方法にて後ち眞の
攻伐に戦勝の機会を多く得んを為す
ことを為し命せらるる發行兵の聚成に軍兵
の同勢に關係しても軍兵の種類に關係しても
地形敵の同勢疑兵の地位に至る為し經過する
を要するの距離かよひ企計の特別なる目的に
従て規律するを要す此時の方ては歩兵或騎兵
かよひ時としては三兵を要用とそ應じたるを
とも疑兵にハ要用に在るより多の軍兵を取
るといへども之に就ては其摸やういかる遠

さよあつて敵を惑へるを成就し得るなり且敵の
全形勢いかる遠さよあつて恐怖にことを傾
かしむるなり注意を以て斟酌を盡し夜る
の疑兵よあつては纔の軍兵を要用とそ應じい
かんとかよひ志あると記し吾眞の同勢敵に
審からざるはか
敵の方よ進むの行進に静しあつては攻伐を施
行するに之に就て味方多の敗亡に露面する
ことかく務て多く敵を威さんことを務むるを
要す此時の方ては攻伐を主張することかく陣

地の或る部分よおめて襲撃且剛強よこまを為
そを要そ或よく敵と撒戦を接し或守備兵敵の
警備を真よ危険よ致そ所の此の如き部位よ顯
ハきて以て敵を騒かそかば若し此方法よて目
的を達し得るとたそ其時よ戦闘を止め且疾く
退却そ

第三百五十八章 伏兵ハ諸般の目的よてこま
を用ふ軍兵を伏兵よ處に以て行進せる軍旅の
分隊輜重の護送或生擒の携行を襲撃して攻伐
せむことを務む或こまよ由て敵の介候を生捕

よ為さんことを思ひ或又單一の走卒或他の緊
要なる人を捕へんことを欲き軍旅の分隊輜重
の護送或生擒の携行を攻伐せるの時期よおめ
てよ戦闘の功利専ら襲撃のよき成功よ關係そ
且敵の介候を生擒よ為し或又單一の走卒或他
の緊要なる人を捕へんとせるの時期よおめて
よ攻伐を正た時よ為そとたよハ毎よ勝利ある
處し

伏兵よ定むる軍兵の同勢と敵の同勢よ從て規
律を志しよとも攻伐を襲撃よ為そを以て敵よ

起て著兒利を具有せる也へ其敵に對して却て纜の軍勢を以て戦ひ得る其上大に數多たる軍兵に在ても識破せらるるの機會却て大ひかるること餘り強に發行兵の企計を廣大に失策せるの媒とあること容易かるう如し之に定むる處に兵の撰擧に再ひ地形に關係を盡し大なる伏兵に在ては三兵を要用とを小なる伏兵におわては時として歩兵と騎兵を用ひ或此兵の一を用ふるに歩兵に騎兵よりても容易く隠る處を以て去ることも攻伐し得るは疾う

ら平夷且開闢の地形にては歩兵の伏兵を唯歩兵に向て而已よくあらず得るからさきに騎兵爰によく擧動を盡くあらず得るに去ることも此騎兵に蔽障せる地形にては去る為に適當せること歩兵よりも少かる處に去るも若し伏兵を遠に距離に布置せるを要するとたは多分て去るに騎兵を取るを要するに伏兵を布列を盡き地位に軍兵の蔽陰に居るに為し便宜あるを要し其地位に各兵の職分を適當せるの地形あるを要し此地位に敵のかる行

進路を務て近くは在るを要せし其敵の襲撃
せらるる處けんか為か其地位に敵此地形は
めて纔く戦備しあらざるやうに此の如く撰用
せるを要せし終に企計を失策を處せし
たよよき走路あるを要せ
伏兵の方へ進むの行進を務て蔽陰してこそを
為を要せし行進を避けざる
處のらざるの其進行の蹤跡を敵に注目せしめ
さらんる為の時として其紆路を廻て其處に到
らんことを為し敵の來る前全く餘り早く到着

せざるごとく常は撰定せし處にといふよとか
かといひかよも永く止まるを要せしは愈多く
識破せらるるの危険に臨むか
伏兵は在ては常は戦備しあるを要せし且軍兵の
發覺し得るの其諸事に避くるを要し敵の來着
せるまでい遠離せしして尚ほ蔽陰しあるの哨
兵を以て伏兵を取巻くか敵の小なる分隊は
對しては尤來攻伐せるに定らざるし其小分隊
或特別の人此者伏兵に注目せしこと
審々かるとはしは勞せしして過に行しむ及

對の時期は在てハ之を生捕し爲さんことを務
るを要す
攻伐ハ敵の近よる方て諸般の方法にて之
を爲し得蓋し全く併合せる軍勢を以て攻伐し
得或其軍勢を區分し得て是の一の部分を以てハ
敵の縦隊を先頭し就て攻伐し且他の部分を以
てハ側面或背後を攻伐せん爲す全軍併合
しけるの時期はあつてハ識破するの危険は
臨むこと少く且之し就てハ全企計指揮官の掌
中にあること多くとて軍兵を區分せるを所法

ハ感應を大ひし爲し敵は騷亂を生せしむるこ
と多し是故に最大の利を奏す處あり是とも
ことし就ては攻伐の時刻を甚明しし定むるを
要すこと一の分隊他の分隊を待てあることか
からむし爲すことし由て便宜の時刻を失ふこ
とあらむし爲すことし攻伐又志かると記し
あり得るも便宜なる時刻の至しけるや否し暴
猛を以て之を施行せるを要し志しして始の襲
撃し附て功利を得るを要すことし其事を決する
し爲すことしとあつてハ敵其騷亂を復せるし

時を得ると死に襲撃の諸利を失はんを以て
今利を得ること稀なるを以て或敵より強か
らざるを以て死にさすはかたし若し餘り以前に識破
せらるると死に雙方の同勢企計を廢るを以て
或之を遠く死にを以て決するを要す多分は務
て速に引退らんことを目的とす死に味方
敵に攻伐せらるるを以て死に爲す
敵の縁て来るを要する道路の近傍に軍兵の隠
れてあり得るに適當せる地位の一つもあらざ
ると死に或敵の其警衛の規矩を以て伏兵を餘す

早く識破せんことを恐るときは道路より
稍遠離して死に適當せるの地位を撰用し且
其軍勢の大部分を其處に布列し得つゝ他の部
分を以て死に敵を攻伐するを以て死に伴北に由て
追來る敵を伏兵の方向に偽引出さん爲す
此所置は吾を敵の注意なく追來ると死に退軍に
かゝて死に又夥く用ふ死に
敵の小なる發行隊或弁候に伏兵を置かんと思
ふと死に死に死にを生擒し爲さんことの目的を
以て之を爲すか死に死に爲し死に其士卒の縁て

道を得るべきの諸道路を守備しあるを要用か
とせ

護衛兵かゝる旅行せる單身の將官或走卒を捕へんを爲しハ若干のこまに適當せる兵士を將て道路の近傍におめて埋伏し在りてこまに諸方より道を斷るを充分かゝるとせしむ
第三百五十九章 覆兵ハ伏兵の如く同く甚種々かゝるとせ此兵ハ寄舎或露營せる敵其戦力をよく用ひんか爲し絶て時間を具有せること多からざる所とし此の如く不意に此敵に近よ

且攻伐せんことを目的とかゝ得しむ此兵又發行せる敵の哨兵を捕へんを爲し供し或強めらるる地或敵の守備せる地位を覆兵し由て侵棄せんか爲し供用し得覆兵ハ從前の定算し從て施行或又卒然し生る便宜の時機し因てこまを施行し得此卒然し生る便宜の時機し由て施行し得るものハ敵不意に覆撃の便宜なる形勢し在るとせしむるを

從前の定算し從て覆兵を施行せんか爲しハ敵と其形勢と其陣地および警衛の規矩と其指揮

官の戈能およひ其軍兵の任用と一就て細密か
る理會を得んことを務め其他地形およひ敵の
方一遠く且其陣地の後一出るの道路一就て細
密かる理會を得んことを務むるを要せざるもこ
て終一其目的を甚秘せるを要せざるもこ
是一就て勘辨を盡たし遠慮の規矩を廢しから
ひ一之一怠たらし吾定算を失策せしめ得る一
在るか
軍兵の種類を撰定するも敵の形勢およひ地形
一關係を盡し良功若し隱密一近よる一關係を

るよても多く速度一關係をるとは一も騎兵こ
是一便宜かすとも若し反對かるとは一殊一夜
中一歩兵を撰用を盡たしは多分一此兩兵をこ
是一用ふ盡しあつて唯大かる攻伐一おわて
而已たしへも寄舎の攻伐一就て一砲兵をこそ
一加ふるを要するかすとも盡し
此軍兵の同勢一企計の目的およひ外形の抗抵
と一從て定む此外形の抗抵一敵の同勢と敵一
逢ふ所の形勢と又敵の應援せらるを得ることの
成る盡たこと一關係を

攻伐の部位ハ好て容易ニ識破さき得ばして且
纒の抗抵をも待とせざるの方向ニおわて撰定
そ是故ニ別して敵の側面或背後ニおわてそ若
く兼て敵の走路を斷らんと思ふとたニハ殊ニ
志かりとそ
又攻伐ニ用ふるの時刻ハ敵の拒防するニハ務
て纒ニ準備ノあて得るやうニ此の如く撰定そ
るを要す書の内ハ霧深き天氣暗き天氣或暴き
る天氣の助けニあらさきハ敵ニ蔽陰して近よ
ること々常ニ甚難なる處ニ故ニ昼ハ迅疾ニ

て且准して強ニ同勢を以て覆兵を施行するを
要す夜の覆兵ハ進行ニ就ても軍兵の戦令ニ就
ても又其一種固有の困難を具有す攻伐兵若く
其企計を黎明の前ニ畢らんと思ひけるとたニ
ハ其攻伐ニ夜半時を撰用を處ニ志りきとも若
く敵の前哨の最初の覆撃を就成しけるの後白
昼ニ攻伐を主張せんと思ふとたニハ定めぬ地
位ニ夜る行進を處しこも黎明の前ニ敵の前哨
を覆撃を處りしを為かす
進行ハ最深ニ沈静を以てそ前拒ハ縦隊ニ迎接

してあて夜ると要道を従行せいつんとおまひ
腋道を通るゝ容易に支駐し逢へいかで
若し敵の哨兵を諸方の脇側より攻伐せるを要
せるとおまひとこまひを為し分隊を定むるに
他の分隊へ游兵に定め且敵の縁て應援を獲得
るに道路を壅塞せんう為し定むるに
かまとも縦隊へ敵の陣地の近傍に至るまで務
て永く併合してあておまひして此處にて始て之
を離散して往うしむるに由て諸般の部位に
て攻伐の一時に成ることの審うかること多う

るに止此時に方て算用するに諸般の分隊に要
用かる時間おまひ距離を細密に定むるを要し
且之に加ふるに道路の形状軍兵の疲勞おまひ
生るに少の惑路を算入するを要するに
各分隊今已しに指示せらるる部位に
るに將官に引率せるに小弁候をして二十歩前
に往うしむるからて絶て他の警衛の規矩を
以てするおまひ分隊を攻伐し處分けけるに
前のセキ千しを装填しあらざるかていかんと
かまひ夜るの覆撃に在て一の射發戦も事を

決せしむるは、尚ほ銃槍戦の事を決するを
要するは、此セキキ一の前は活断の下将官
一員剛勇なる兵士四員を將て行進をこそ敵の
最初の歩哨兵を覆撃せん。此哨兵點放は由て
其哨處を報告しあはさるは、此の如く不
意に之を覆撃せん。為か、此を就成せざる
と死すへ直は、此哨處を抜克するを要する。第
二のセキキ一は、裝填せる銃を以て助兵とあり
て、從行をこそしへ用具および器械を具せる。若
干の兵士ありて、是を要用のとき、之を用ひん。

為か、自餘の軍兵は成りたけ、廣に正面におわ
りて、且成りたけ、閉進して直は從行を諸般の分隊
の攻伐を同時は為し得るの目的にて、以前は其
合圖を火箭或太鼓および喇叭にて約し、且確定
するは、是とも此目的を各分隊の指令官の具へ
ざるは、あらざるのよ、正に時計は由て尚よく
此を違し得るは、若し退陣は赴うん
と思ふとき、一同やうかる合圖にて諸般の分
隊は、此を知らしむる。

第三百六十章 露營或軍營の覆撃と唯敵若し

絶て警衛の規矩を取らざりしとた或甚悪く之
 を取にけるときと而已就成し得るは攻伐兵に
 在る纔の溢滞と就て敵兵備し且戦闘に準備し
 あるは是故に其警衛の規矩を甚細密に了解
 せざるを要し且覆撃へこそは根據せざるを要し
 騎兵も茲に最よく攻伐を誘導し得此兵に最
 多の速度および暴勢を以て露營に馳入り武器
 の置場と到らんことを務め且敵の軍兵の團聚
 せざるを妨ぐるを要し此兵も砲類および掌令官
 を侵奪せざるを要し是れ此掌令官若し近く

に在る郷村に舍宿しあり得るとたは其方に
 遣たる騎兵士を以て之を捕らへんことを務む
 是れ此の如し覆兵も多分唯敵の軍兵に騷亂を
 致せし且時として砲兵の輪車を破却せるとし
 定むるは而已初代帝畿にてフランス國の掌令
 官の思慮かた所法に其掌令官を毎度此の如し
 覆兵に露面せしかり

第三百六十一章 散蔓せる寄舎の覆撃へ敵諸
 般の寄舎より併合し得ける以前に若し敵攻伐
 し得るとたは成功し是故に約盟軍の寄舎

一千八百十五年、サムフレの後、
 フランス國の軍兵、覆撃せらるるに
 單一ある寄舎の覆撃、敵若く地形の限隔の後
 一て堅固、心得且、是は由て警衛の従事を怠
 り、或こを不足、施行せしむると、是は一時と
 して難免、あらざる、是も此覆撃も
 亦復、其一種固有の難事を具有せ、殊に、郷村
 の入口の壅塞せらるるに、其地位、
 おわて分るるを要すること、是は由て一
 および通覧を失ふの、其地位、おわて分散せ

る、是ららざることを、および敵人家、おわて頑固
 一守禦し得ること、生むるの難事を具有せ、
 一の寄舎を覆撃せらるるに、直に聚場を守備せら
 るを要せし、是は由て軍兵の併合を妨ぐ、且其
 他敵の掌令官を虜と為さんことを務むるを要
 せし、是は由て敵は騒亂を生むるに、
 第三百六十二章、困たる都府或城廓の覆撃ハ
 軍中最難、企計は屬せ、此覆撃ハ唯、湟整固を或
 厚く氷とけると、是は敵其警衛の従事を怠
 りあるとき、而已成功し得、是は土人と文通を

るも毎に大利ありとせむとてよる成功の機会を増息せむとせむ過多とせむ委任し得るから謀計は由て都會の門を侵奪すること以前に軍はあつて屢成功しつる如く之を行ふは都會若く外郭を具有せるとは甚險難しかりけるとは時として此企計の成功時執し關係を盡し由て軍其の都合ありしは此の如き企計は移轉し至る以前に地位の形状をよく理會しあるを要せむとて敵攻伐兵を識破せむや否し種々の佯攻を以て其敵の思慮

を分くるを要せといへどもおもかる攻伐は都會の最弱な部位とせむを向くるか攻伐縦隊の先頭は土工兵要用の用具を以てあるを要し若く入口の一を侵奪しけるとは之を強く守備せむを要し軍兵は結束して市場或聚場の方へ突進せむを要し敵の軍勢の團聚せむを妨げんが為め其他軍兵の散亂せしめ且鹵掠し移らざるに注意せむを要し通常は黎明の前一時を此覆撃し最よる時刻ありとて考察し得る

都會およひ城砦の成功せる覆撃は屬せるハヘ
 ルトケンホス地の布營の際フレテレツキヘ
 ンチリツキかる者よ由て千六百二十九年よ於
 るウイセル地の覆撃と千六百七十二年よ於る
 クーホルテン地の覆撃とホルトガル國の奇兵
 トラントかる者よ由て千八百十年よ於るコイ
 ムフラ地の覆撃是かゞあるも千八百十四年
 よ於るヘルケン オフソーム地の覆撃ハ失策
 屬せるかゞ
 第三百六十三章 露營せる軍旅の大部隊の覆

撃晩近の軍よおめてハ以前の軍よおけるよゞ
 少かゝ此覆撃尚何處よ成りけるも其處よて
 ハ其原因大かる急でよ在りぬ此の如き覆撃よ
 屬せるハ千七百五十八年よおめてホフキリク
 地よて二世フレテレツキかる者の覆撃と千八
 百零九年オホルト地よてスオユルトかる者の
 覆撃と千八百十一年アロイヨテモレノ地
 よてフランス國ゲ子ラール宦キラルトかる者
 の覆撃と千八百十二年インコハ地よてゲ子ラ
 ール宦セハスチヤニかる者の覆撃是かゞ

奇兵

第三百六十四章 奇兵は由て理會を越きり敵
 と對して全く自立し所置を越たの自獨し設置
 せる隊伍の指揮官かごとを
 故に指令官ハ其附屬せる軍旅の動作と繋連し
 在るの教命を受く自餘の事件はあつてハ全く
 軍旅に關係を越うらさざるとをあつて自己の
 注視し從て方策を撰定し得其方策は由て敵を
 散らし為せ越し
 第三百六十五章 奇兵隊の同勢ハ其施行を越

を操作し平均しあるを要せあつて其聚成ハ
 一或歩兵或騎兵よて成るも一其操作を越くあ
 るを要せるの地理に關係を越し
 小勢として之は二十五丁乃至三十丁を取るか
 多分奇兵隊ハ騎士五十騎乃至二百騎よて成
 るか其時としてハこゝは騎砲兵一セキチ一を
 加ふあつて或る時期はあつてハ此の如き隊
 伍三兵よて聚成せるとを
 餘り強ち奇兵隊の害ハ速度を失ふこと過多し
 して奉養し思慮を費せこと過多すると其目的

を總も隱しあさるゝ生を若し奇兵の軍を
特し利用あると思ふと死しハ諸般の小なる奇
兵隊を制して之を互し繋連して舉動せしむる
を宜と云
隊伍の任用も指揮官の撰定最大し緊要か
と其指揮官も此操作も天稟の奇巧を具へ銃
敏徹底の判断を以て兼備しあす最危に摸やう
しあぬても尚ほ功利を顯はさんことを知るほ
とし沈着と併て決斷を具ふるを要す又自餘の
將官ハ諸の注視しあぬて拙て且自立し所置を

るの地も在るを要す軍兵ハ軍の功勞も堅固も
あす且長に進行し堪へ得るを要すよく訓練し
あす且抜群し訓習しあるを要す歩兵も務て輕
便し衣装且旅装しあすして旅條銃を具ふるを
要す騎兵ハ抜群かる馬を具ふるを要す
隊伍もハ一の車かよひ輸車をも携ふるを得ば
こそ等のものも進行を遲滞し且間道を縁て進
むを妨く且山彈藥と將官の旅具ハ之を駄馬も
て携輸しあすして其上醫師ハ病士の馬を具へ
あるかす其他此隊伍もハ若干の人あるを要す

こゝへ嚮導とかで且兼て間者とかでて操作し
あて得るものよりてこゝを為し諸般の衣装
を具しあるものか

奇兵隊其舉動を始むるの以前し其指令官器物
の供用し就ても馬およひ士卒の任用し就ても
綿密の査照を以て失念かくあるを要し馬およ
ひ士卒の任用へ演習し由て其望む所の任職し
準備し至るを要しこゝし由て兼て其將官の戈
能を知り得るし

第三百六十六章 奇兵の操作と小軍法

おわて了解し得ける所の諸所置を含有せるこ
と左の如く敵の軍旅を實驗し且其軍旅の側
面或背後し廻行せる所のものを實驗し敵の隊
伍間の通路を妨害し且味方の通路を警衛し走
卒野哨兵およひ軍を生捕し敵の彈藥の輸運お
よひ兵糧を破却し侵掠を妨げ小哨兵を覆撃し
且小軍法の自餘の諸所置を覆撃し是隊伍の
同勢斯ることのかるはとよおわて敵を妨害
せるの諸所置かり
此所置の多く敵の軍旅の背後しおわて成る

一 敵の軍旅を廻行し或敵の二隊伍の間を通過し得敵の軍旅を廻行するの道路ハ最安穩の道路か否とも最迂遠か否とも敵の隊伍間を通過するの道路も若し配慮を以て施せば一ハ充分に施行しかたくハあらざる處に奇兵隊之を施せば一ハ夕に臨て敵の前哨の近く一赴死を以て暗くかきけるや否よ死郷導の引路にて且最大の沈静に注意し以て看守せば或悪く看守したる道路を縁て敵の軍旅の部分間

を通過す黎明と俱に此隊伍敵の軍旅に通過せらるるは且よた隠き場處を發明しけるを要す其隠き場處よして其他の實驗を為し得るか否居民の加功に委任するの自國に於てハ此課業敵地に於るよても多く容易かる處に地理を微細に理令するハ俱に其目的を達し且敵の逐從を通るよてもかかざる方術か否とを奇兵ハ曾て二十四時よても永く同一住處に止り得る朝に到着しけると死よち多分夜る已に退散し且反對するを要す此兵決して其定着の

眞の地位を語るを要せし途上ハ士卒同く一日の兵糧を具せしを要し其隊伍夜を過せ所の其處にてハ要用かる警衛の規矩を取リ且晝間に出るの諸弁候ハ日暮前隊伍ニ歸リあるを要し其いふとどかきハ其隊夜る位置を變換し得るきけしハなす敵の繋連道路の近傍ニあつてハ奇兵最ニ戦勝を致し得るし若くはとも其同勢ニ算當せざるの企計ニ在てハ試戦を爲しらば輜重の護送を破却し生擒を脱逃し彈藥の運輸

を破裂せしむることハ此兵の專務とせしを要し生擒を爲しはこゝニ甚適當せることありとせしとんとかきハ屹とこを其側ニ保ちあつたはさきハかき其生擒ニ武器および旅装の物を奪ひ去りて或る時日の際吾等ニ對せしして勤仕を爲し固ニ盟約にてこを去らしむ生擒の將官をハ同く尊敬の辭にて去らしむ貴重の企計たしハ野戦の起るや否や奇兵隊ニ其注目を重複し且緊要の諸注進を直ニ軍旅の掌令官ニ告るを要し敵の軍旅若し敗績

を受けくるとたゞハ奇兵こそよ由て發作せる
騷亂に乗じて最多の利を得るを要を願ふ若し
之は死して味方の軍旅代をけるとたゞも奇兵
隊諸術を盡し盡しこそ生擒を脱逃し且捷書の
軍使を捕らる如くの大利よ由て受たる敗績の
感響を減せんや為ふ

晩近偉名を得し所の奇兵よ屬するハ就中千八
百零六年および千八百零七年の出陣中よあ
てシキル、と千八百零九年よ在てハフリンス
ウイキウールスの公主千八百十二年よ千八

百十四年までの出陣中よあてドイツ人よ在
てハコロムブリットソウおよびホンマル
ニツ且ロシヤ人よ在てハカセルニセッフおよび
テテンホルンかる者は是を此主意の誓核よハ
千八百零八年よ千八百十四年までのスハニ
一國よ於るの軍も尚ほ緊要よあてとを忘か
て晩近の軍よあてハトンカルロスかる者
を以てシマラカルレギイと號せる奇兵あら
ざるこそハ自餘の諸奇兵よ擾り且其所業ハ
フンニクソンかる者こそを記載しつる所よ

早稲田大学図書館

011888007026